諮問庁：総務大臣
諮問日：令和８年４月１７日（令和８年（行情）諮問第５０６号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５１号）
事件名：特定の諮問事件において特定の判断がされた理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年２月１９日付け情個審第６９９号により総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件事案の経緯

（１）審査請求人は、総務大臣（処分庁）に対し、令和８年１月２日付け（同月５日受付）行政文書開示請求書により、法３条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

なお、令和７年１２月１２日付け情個審第４８４３号とは、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が発出した、「諮問事件に係る意見について（通知）」（以下「本件取下げ意見通知」という。）の写しである。

（２）本件開示請求は、本件取下げ意見通知の写しを添付して、審査会の判断の理由が分かる文書等（本件対象文書）の開示を求めるものであったことから、令和８年１月１４日付けで、審査請求人に対し、開示を求める対象が自己を本人とする保有個人情報である場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）７６条１項の規定に基づく

保有個人情報の開示請求をすることができるなどの情報提供をした上、保有個人情報の開示請求への補正などの検討を求めた。

上記の補正の求めに対して、審査請求人から期限までに回答はなかった。

（３）処分庁は、令和８年２月１９日付け情個審第６９９号により、本件対象文書については、作成・取得しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。

（４）審査請求人は、令和８年３月１６日付け（同月１８日受付）審査請求書により、原処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

２　審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）趣旨

不開示決定の取り消し。

（２）理由

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

３　本件審査請求に対する諮問庁の意見

（１）本件開示請求は、本件取下げ意見通知に関し、審査会が「審査請求人（引用者注：別件審査請求人）に不服申立ての利益があるとは認められない」と判断した理由が分かる行政文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、処分庁において、本件開示請求に係る行政文書を探索したところ、本件取下げ意見通知に関し、審査会が「審査請求人（引用者注：別件審査請求人）に不服申立ての利益があるとは認められない」と判断した理由が分かる行政文書は作成・取得しておらず、保有していない。また、当該行政文書を保有していない以上、当該行政文書をつづっている行政文書ファイル等も保有していない。

よって、本件対象文書につき、作成・取得しておらず、保有していないとして原処分を行った。

（２）本件審査請求を受け、改めて本件対象文書の保有の有無を処分庁に確認させたところ、総務省において、本件対象文書は作成・取得しておらず、保有していないことが認められた。

（３）よって、原処分を維持することが妥当である。

４　結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がない。そのため、裁決で、本件審査請求を棄却すべきであるから、

法１９条１項の規定に基づき、審査会に諮問する次第である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月１７日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月１５日　　審議

④　同月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、不存在を理由に不開示とする処分（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、総務省において本件対象文書を保有しているはずとして更なる文書探索を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書について

審査請求人が開示を求める本件対象文書は、審査会が令和６年度（行情）諮問第１２５３号に係る審査請求事件につき、別件諮問庁に対して、令和７年１２月１２日付け情個審第４８４３号により、別件審査請求人の審査請求に不服申立ての利益があるとは認められない旨の本件取下げ意見通知を発出したことについて、当該判断をした理由が分かる文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等である。

（２）情報公開・個人情報保護審査会運営規則７条４項を確認すると、「総会又は部会は、諮問の後に、当該諮問に係る審査請求事件につき行政機関情報公開法第１９条第１項、独立行政法人等情報公開法第１９条第１項又は個人情報保護法第１０５条第１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しないと判断したときは、その旨を諮問庁に様式第３号の１の書面により通知する」と規定されていることが認められ、本件取下げ意見通知は様式第３号の１の書面に該当することが認められる。

本件取下げ意見通知における審査会の判断の理由は、当該意見通知に記載されており、それを敷えんする別の文書を作成することとする規定は置かれていない。

（３）諮問庁は、理由説明書（上記第３の３（１）及び（２））において、開示請求を受けて処分庁が行った探索に加え、審査請求を受けた際にも改めて本件対象文書の保有の有無を処分庁に確認させたところ、本件対象文書は作成・取得しておらず、保有していないことが認められた旨説

明している。

（４）上記（２）を踏まえると、本件取下げ意見通知に関し、審査会が「審査請求人に不服申立ての利益があるとは認められない」と判断した理由が分かる文書は作成・取得しておらず、保有していない、また、当該文書を保有していない以上、当該文書をつづっている行政文書ファイル等も保有していないとする諮問庁の説明（上記第３の３（１））に不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記（３）の文書探索の方法に問題があるとも認められない。

したがって、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙　本件対象文書

令和６年度（行情）諮問第１２５３号において、「審査請求人に不服申立ての利益があるとは認められない」（令和７年１２月１２日付け情個審第４８４３号）と判断された理由が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。